

参考として
令和3年度通知を掲載

3川こ保1第66号
令和3年4月16日

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第1課長

令和3年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Iの認定手続きについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、子どものための教育・保育給付費等における処遇改善等加算Iについては、令和2年7月30日付け3府省局長通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算I及び処遇改善等加算IIについて」（以下「国通知」という。）等に基づき、本市における令和3年度の処遇改善等加算Iの認定手続きについて、次のとおり通知いたします。

1 処遇改善等加算Iの加算率認定について

処遇改善等加算Iの認定については、例年同様、**加算率の認定と賃金改善計画の確認**の2段階に分けて行うものとし、加算率の認定は次のとおり行うものとします。

（1）加算率認定について

本市においては、加算率の認定に係る個々の職員の経験年数の確認書類について、原則在職証明書等の提出を以て算定対象とします。

（2）加算率認定の申請について

加算率認定の申請については、令和3年5月7日（金）を提出期限としますので、次の必要書類を御提出ください。

ア 処遇改善等加算Iに係る加算率認定申請書

令和3年度から、押印欄が廃止となります。

イ 平均経験年数計算書

請求ソフトで出力する様式になります。

本書式は、請求ソフト上の「職員情報登録」画面において前施設までの累積経験年数を「その他施設経験年数」欄に入力の上、令和3年4月1日の基準日時点の「経験年数の計算」を実行することにより、出力することができます。

詳細については、令和3年度民間保育所予算事務説明会資料3-3「請求ソフトの各種情報の更新等について」のマニュアルを御参照ください。

ウ 処遇改善等加算率算定職員台帳

令和3年度から、押印欄が廃止となります。

（ア）本台帳を提出いただく職員について

a 令和3年4月1日入職の新人職員（ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務の者に限る。以下「職員」について同じ。）

b 令和2年4月2日以降、当該施設に配属となり、令和3年4月1日現在も当該施設に在籍する新任職員

c 令和3年4月1日以前から当該施設に在籍しているものの、前年度までの算

定年月に変更（新たに証明書がとれ、その勤務歴や施設を追加する場合等）があつた現任職員となります。

(イ) 在職期間認定の有無欄について

前年度までの加算率認定において算定年月に含まれている場合は「有」、含まれていない場合は「無」を選択してください。

エ 在職証明書

本市の様式の他、法人の任意様式による場合であっても、要件（対象職員及び算定対象となる施設に在籍していたことが特定され、1日6時間以上かつ月20日以上の勤務歴の証明であることが分かること）が充足していれば有効です。

本証明の取得は、ウの台帳を提出する職員について、前歴換算を行う場合に必要となるものです。（写しの提出でも可とします。）

本市においては、原則、在職証明書の提出によるものとしますが、在職証明書の取得が困難な場合に限り、ウの処遇改善等加算率算定職員台帳に記載された勤務歴が把握・推認される資料（雇用保険の加入履歴や年金定期便の写しなど）及び職員本人からの在職申出書をもって、本市が勤務歴の把握・推認が可能であると判断した場合のみ可とします。

※なお、在職証明書については、引き続き代表者印の押印が必要となりますので、御注意ください。

オ 資格証

(ア) 新規開設園

施設の職員のうち、保育士、看護師、准看護師、栄養士、小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、子育て支援員については、そのことを証する資格証、修了証等の写しを御提出ください。（新卒の保育士について、保育士証の発行に時間を要する場合があるため、申請時点までに資格証を取得できない場合は、取り急ぎ保育士登録済通知書の写しを提出いただき、後日保育士証が届き次第送付いただきますようお願いします）。

(イ) 既存園

既存園についても、次に該当する場合は御提出ください。

a 新規採用職員

b 令和2年4月2日以降に当該施設に配属となった新任職員及び職種変更した職員

(3) 加算率の認定について

加算率の認定については、6月末を目指す予定です。保育所ごとに認定のあった翌月請求から4月に遡及して、正しい加算率により、請求を行ってください。

(4) 提出先について

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所こども未来局保育事業部保育第1課 宛て

※現時点では、電子媒体による審査体制が整っていないことから、郵送で提出ください。

（保育第1課 担当）

電話 044-200-2662

FAX 044-200-3933

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp